

# 第9章 インド

## 内国民待遇

### 電気通信に関するローカルコンテンツ要求等

2018年版不公正貿易報告書 107-108 頁参照。

## 数量制限

### (1) エアコンの輸入禁止措置

#### <措置の概要>

2020年10月、インド政府は、エアコンに対する輸入禁止措置を公布し、経過措置なく即日施行した。なお、本措置の対象製品は、冷媒封入済みの製品に限定されている。

#### <国際ルール上の問題点>

本措置は、冷媒封入済みのエアコンの輸入を禁止するものであり、GATT 11条1項（数量制限の一般的廃止）及びTRIMs協定2条1項（内国民待遇及び数量制限）に違反している可能性が高い。インドは、対インドTPR審査等において、本件輸入禁止措置はモンテリオール議定書上の同国の義務と整合していると説明しているところ、GATT 20条(b)（人の生命・健康等の維持に必要な措置）や(g)（有限天然資源保存に関する措置）等で正当化されるかが問題となる。本件輸入禁止措置は、モンテリオール議定書上のインドの削減・撤廃義務及びインド国内法上のオゾン層破壊物質フロンガス規制の対象外である冷媒を使用するエアコンまで広く対象に含む点で、必要性を欠き不合理であり、正当化の要件を満たさないと考えられる。

#### <最近の動き>

我が国は、インド政府に対し、上記国際ルール上の問題点について、WTO TRIMs委員会、物品貿易理事会、市場アクセス委員会において問題提起している。

### (2) PC及びタブレット等の輸入ライセンス制度

#### <措置の概要>

2023年8月、インド政府は、HSコード8471類のPC製品の一部（ノートPC、タブレット、一体型PC、サーバー、超小型フォームファクタ機器など）を「Restricted」の分類として「輸入制限リスト」に追加し輸入ライセンスの取得を義務付けることを公表した。その後、同年10月に本措置について規制の緩和が発表されたが、本措置は同年11月より発効した。これにより該当するPC製品は当局の裁量に基づく輸入許可制度の対象になったとともに、Actual User Condition（実際に当該製品を使用するユーザーのみが輸入できるという条件）の対象となった。なお、本措置に係る輸入許可の有効期間は当初2024年9月末までとされていたが、本報告書執筆時点において、2026年12月末までに延長されている。

## <国際ルール上の問題点>

本措置は、一部の PC 製品について裁量許可制の輸入制限を課すものであり、輸入規制を原則禁止するGATT 11条 1項（数量制限の一般的廃止）に違反している可能性が高い。インド政府は、WTO における輸入ライセンス委員会での米国の質問に対して自動ライセンスであると主張しているが、法令上は自動的に許可が下りるものではなく、事実としても現時点ではそのような事情は確認されていない。また、申請提出手続について公表手続を経っていない点や WTO 通報を欠いている点において、輸入ライセンス協定に抵触する可能性がある。

## <最近の動き>

我が国は、インド政府に対し、上記国際ルール上の問題点について WTO における輸入ライセンス委員会において問題提起している。

---

# 関税

---

## (1) 高関税品目

本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。関税、関税率、譲許率、譲許税率の定義は、第II部第5章1を参照。

## <措置の概要>

関税率法において、基本関税及び特殊関税（相殺関税、アンチ・ダンピング関税、セーフガード関税）などが規定されている。対日輸入適用税率には、MFN 税率又は日本・インド包括的経済連携協定（日印 EPA）等が適用される。また、輸出を前提として輸入された原材料や部品に対する関税減免措置（関税払戻など）がある。

インドの 2024 年時点の非農産品の譲許率は 70.1% であり、非農産品の単純平均譲許税率は 36.0% と高水準である。輸送機器（最高40%）、衣類（最高45%）等の高い譲許税率が存在し、さらに非譲許品目としては乗用車（125%）、モーターサイクル（100%）など高関税品目が存在する。繊維製品はインドの競争力、国際的水準から見ても高く設定されている。2024 年時点の非農産品の単純平均実行関税率は 13% である。

## <懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるという WTO 協定の精神に照らし、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

また、譲許率が低いことや実行関税率が譲許税率を下回って乖離があることは、WTO 協定上問題はないが、当局による恣意的な実行関税率操作を可能とし、実際に 2014 年以降、関税引上げ措置が講じられていることから、予見可能性を高める観点から、非譲許品目は譲許されること、また、譲許税率が引き下げられることが望ましい。

## <最近の動き>

2011 年 8 月に日本・インド包括的経済連携協定（日インド EPA）が発効したことで、我が国から輸出する自動車部品（生産用部品）や鉄鋼製品等の関税が協定発効後 5～10 年間で撤廃され、市場アクセスの改善が図られた。

また、インド財務省は 2024 年 1 月 22 日、金や銀を使用したフック、ピンなどの貴金属留め具部品、貴金属でできたコイン、貴金属を含む廃触媒や灰などを対象として、輸入関税及び目的税を合わせて 15% 程度にまで引き上げると発表した。これにより、対象品目には基本関税 10% に加え、4.35～5% の農業インフラ・開発目的税（Agriculture Infrastructure and Development Cess : AIDC）が課されている。各品目の AIDC 課税率は、貴金属を含む廃触媒及び灰は 4.35%、金・銀を使用した貴金属留め具部分は 5%、貴金属のコインは 5% である<sup>12</sup>。

<sup>1</sup>日本貿易振興機構（ジェトロ）「インド財務省、金留め具などの輸入関税を引き上げ」  
(<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/01/583fb06e15d62725.html>)

<sup>2</sup>Central Board of Indirect Taxes & Customs "Tariff (as on 30.09.2023) Edible vegetables and certain roots and tubers CHAPTER 7"  
(<https://www.cbic.gov.in/entities/cbic/content-mst/MTU2ODc%3D>)

2025年2月、インドは2025年度の予算（Budget 2025-26）で医薬品、重要鉱物（コバルト粉末、リチウムイオン電池のスクラップ、鉛、亜鉛、その他12種類）、織機（シャトルレス織機）、電子機器（液晶パネル部品等）、リチウムイオン電池用材料等の関税を無税に引き下げる一方、インタラクティブ・フラット・パネル・ディスプレイ等の関税が引き上げられた。

2026年2月、インドは2026年度の予算案（Budget 2026-27）を公表した。インド国内で製造されている品目の免税措置を見直す一方で、重要鉱物、再生可能エネルギー、原子力、電子機器、航空機部品等の税率の無税化の維持又は拡大を公表し、一方で、化学品等の関税率を引き上げることを公表した。

## (2) 物品サービス税等

### <措置の概要>

インド政府は、2017年7月から物品・サービス税（GST）を導入し、一部の品目を除いて、それまで輸入時に税関で徴収されていた相殺関税、特別追加関税、付加価値税、中央売上税等の間接税を一本化した。これにより、物品及びサービスの輸入において、基本関税、教育目的税、GST、GST補償税（高級品・サービスに対する特別追加税）が課されることになった。

また、2018年2月、基本関税に課される教育目的税（3%）が廃止され、代わりに社会福祉課徴金が導入された。2025年9月、GSTの税率を変更し、輸送機器の一部、加工食品や日用品の税率が引き下げられた。

### <国際ルール上の問題点>

基本関税に着目すれば、その税率が個別品目について譲許税率を下回る限りGATT 2条に整合的と考えられる。他方、GSTやGST補償税、社会福祉課徴金は、GATT 2条1項（b）に規定されている「通常の関税」又は「その他の租税又は課徴金」に該当すると考えられ、前者に該当する場合は、少なくともITA（情報技術協定）により関税撤廃を約束した製品については譲許約束を超える課税となる。また後者に該当する場合は、譲許表への記載が必要であるにもかかわらず、実際にはこれらはインドの譲許表に記載されていないことから同じく譲許約束違反となる。このため、いずれに該当するにせよ、GST、GST補償税及び社会福祉課徴金はGATT 2条に違反する可能性がある。

また、原油、高速ディーゼル、ガソリン、天然ガス、航空タービン燃料については、現状、旧法の相殺関税、追加関税、特別追加関税、付加価値税、中央販売税が引き続き課税されているが、今後政府が告示する日からGSTが課されることになっている。仮にGSTが課されることとなった場合には、これらの品目については、社会福祉課徴金のGATT 2条違反に加え、GST及びGST補償税についてGATT 2条及び二重課税の観点から3条に違反する可能性がある。

## (3) ICT製品に対する関税引き上げ

### <措置の概要>

インド政府は、ITA対象品目などICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）製品についても、予算法案（及びその後の予算法）や国内通達において関税引き上げ措置を実施している。

具体的には、2014年7月、通信機器（HS8517.6290及び8517.6990）の一部品目について関税率を10%に引き上げた。

2017年7月、インクカートリッジ（HS8443.9951及び8443.9952）、その他のプリンター（HS8443.3290）、携帯電話（HS8517.1210及び8517.1290）、基地局（HS8517.6100）、電話機・通信機器用の部分品（HS8517.7090）の一部品目について関税率を10%に引き上げた。また同年12月には、携帯電話の関税率を15%に引き上げた。

2018年2月、インド政府は携帯電話及び通信機器（HS8517.6290）の一部品目の関税率を20%に引き上げた。また、テレビ用の液晶ディスプレイの関税率も引き上げた。同年4月、携帯電話用プリント回路基板アセンブリ（PCBA）の関税率を10%に引き上げた。

同年10月、基地局及び電話機・通信機器用の部分品（HS8517.7090）の一部品目について関税率を20%に引

き上げ、また、一部のプリント回路基板アセンブリ（PCBA）（HS8517.7010）について関税率を10%に引き上げた。

我が国は、上記引き上げ措置が続く中、2016年4月、米国・EUと共同でICT製品の関税引上げ措置に関し共同質問票を提出し、WTO市場アクセス委員会、ITA委員会、物品理事会において、インド政府に対して詳細な説明を要請した。しかし、インド政府は「新たな技術により生まれた製品であり、ITAで約束した関税撤廃対象ではない」旨の説明であった。

### <国際ルール上の問題点>

インド政府は、自国のWTO協定譲許表において、一部のICT製品の譲許税率を無税（0%）と定めている。しかしながら、これらの製品に対し、予算法案（及びその後の予算法）や国内通達に基づき関税率の引き上げを行っているところ、これらの関税引き上げ措置については、譲許税率を超えない関税率の適用を義務付けるGATT2条に違反する可能性が高い。

### <最近の動き>

上記のとおり、インド政府により、関税引上げ措置が繰り返し実施されてきたため、我が国は、WTO市場アクセス委員会、ITA委員会、物品理事会の場において、また現地大使館等から繰り返し懸念を表明した。さらに、2018年秋には事務レベル会合を複数回開催し、詳細な説明と関税措置の早期撤回を要請したが、インド政府による状況の改善は見られなかった。

これら一連の関税引き上げ措置のうち、一部ICT製品には、他国からの輸入品に対して譲許表上の税率を超えない関税率の適用を義務付けるGATT2条に違反する可能性があるものが含まれている。例えば、携帯電話（HS8517.1211、8517.1219及び8517.1290）<sup>3</sup>、基地局（HS8517.6100）、通信機器（HS8517.6290）、プリント回路基板アセンブリ（PCBA）（HS8517.7010）及び電話機・通信機器用の部分品（HS8517.7090）については、インドのWTO協定譲許表において、いずれもHSコード6桁レベル（HS8517.12、8517.61、8517.62及び8517.70）で無税（0%）となっているものである（2019年12月時点）<sup>4</sup>。

2019年5月、二国間の対話をより実効力を伴うものとするべく、我が国は、GATT2条に違反する可能性がある品目について、WTO紛争解決手続に基づく協議要請を行い、インドと二国間協議を実施したが、協議による解決には至らなかった。2020年2月、インド政府は、協議要請を行った対象品目である携帯電話のプリント回路基板アセンブリ（PCBA）について、関税率をさらに20%へ引き上げた（図表I-9中の※1）（2020年4月発効）。

2020年3月、日本はインド政府に対し、パネル設置要請（具体的な品目は図表I-9を参照）を行い、同年7月にパネルが設置された（DS584）。

2021年2月、インド政府は、携帯電話充電器部品、冷蔵庫及びエアコン圧縮機、太陽光変換回路等の関税を引き上げた。2022年1月、インド政府は、協議要請の対象品目である電話機・通信機器用の部分品の一部を実行関税率表の改訂<sup>4</sup>において15%から20%に引き上げた（図表I-9中の※2）。また、同年2月、半導体部品の関税率を引き上げた。

2023年4月17日、パネルは我が国の主張をほぼ受入れ、インドの措置はWTO協定に非整合的であるとし、同措置の是正を勧告するパネル報告書が公表された。しかし、2023年5月17日、インド政府がパネル報告書を不服として上訴を行ったため、現在機能停止中の上級委員会に申し立てられたまま審理が行われない状態となっている（いわゆる空上訴。第II部第17章のコラム「WTO上級委員会を巡る動向」を参照）。我が国としては、本件がWTOのルールに従って適切に解決されるよう、引き続き今後の手続を進めていく。

<sup>3</sup> 2019年12月、インド国内における関税率表の修正に伴い携帯電話（HS8517.1210及び8517.1290）がHS8517.1211、8517.1219及び8517.1290の分類に変更された。

<sup>4</sup> 2022年1月の実行関税率表の改訂において、携帯電話（HS8517.12）はHS8517.1300（スマートフォン、関税率20%）とHS8517.1400（その他の携帯電話、関税率20%）に、プリント回路基板アセンブリ（PCBA）（HS8517.7010）はHS8517.7910（PCBA、関税率20%）に、電話機・通信機器用の部分品（HS8517.7090）はHS8517.7100（アンテナ反射機及びその部品、関税率20%）とHS8517.7990（その他の部分品、関税率15%）の分類に変更された。

＜図表 I-9＞ パネル設置要請（2020年3月時点）の主な対象品目及び関税率

主な対象品目	インドのHS番号	関税率 <sup>5</sup>
スマートフォン	8517.1211	0%→20%に引上げ
フィーチャーフォン	8517.1219	0%→20%に引上げ
携帯電話用基地局	8517.6100	0%→20%に引上げ
デジタルマイクロ波通信装置	8517.6290	0%→20%に引上げ
携帯電話用プリント回路基板アセンブリ	8517.7010	0%→10%に引上げ <sup>6</sup>
スマートフォン用 LCD モジュール	8517.7090	0%→15%に引上げ <sup>7</sup>

また、2024年10月、インド政府は従来無税であったトナーカートリッジ（HS8443.9951及び8443.9952）の関税を10%に引き上げた。1997年、インドはITAに参加し、ITA対象品目の関税を譲許し、無税化すると約束しており、ITA対象品目であるトナーカートリッジへの関税賦課はITAとの整合性に疑義がある。さらに、インドの譲許表ではトナーカートリッジが分類されるコードはいずれも無税であることから、GATT 2条違反の可能性がある。日本は二国間やWTO市場アクセス委員会でインドに懸念を表明し、ITA及びGATT 2条との整合性を説明できない場合には、関税賦課を早期撤回するよう求めた。

#### (4) EPA 原産地規則手続強化

##### ＜措置の概要＞

2020年8月、インド財務省歳入局（Department of Revenue）は、貿易協定上の原産品判定にかかる新規規則（CAROTAR 2020: the Customs (Administration of Rules of Origin under Trade Agreements) Rules, 2020）を官報公示し、9月に施行した。CAROTARは、自由貿易協定（FTA）締約国を介した迂回輸入などの不正利用問題に対応するための措置とされており、税関職員の要求があった場合に、輸出者の原価情報や生産過程等の機密情報の保持を輸入者に求めていると解釈できる項目が存在していた。

また、同規則 5.(5)(b)においては、「輸入者が提出した情報や資料に基づいて原産品判定基準を満たさないことが証明された場合、追加の検認なしで、税関は特惠関税の申請を否認できる。」とされ、同規則 4.(a)及び 5.(1)、(2)においては、輸入者に対して、原産地基準が満たされていることを示す関連情報を保持すること、また、輸入国税関の要求に応じてこれらの情報を提供する義務が課されている。

##### ＜国際ルール上の問題点＞

日本・インド EPA 協定上、輸入者が税関に提供した情報が原産品判定基準を満たさない場合には否認できるとされている。他方、原産品判定基準を満たすか否かの情報が不十分又は情報が得られないことを含めて原産地証明書の内容に疑義がある場合、輸入国税関は、輸出国政府に検認を求めることが可能となっており、その上で特惠関税申請の否認ができるとされている（日インド EPA 附属書 3 第 6 節、第 8 節）。CAROTAR の運用の結果、原産性の疑義が生じる場合において、輸出国政府への検認を経ずに特惠関税申請を否認する場合には、これらの規定との関係で日インド EPA 協定との整合性上の問題となる可能性がある。

また、日インド EPA では、原産地基準の充足にかかる詳細情報、証明書類については、証明書発給機関もしくは輸出者又は生産者が保持することとされている（日インド EPA 附属書 3 第 5 節）。他方で、輸入者がかかる情報を保持する義務は課されていない。さらに、インド EPA 協定第 4 章（税関手続）では、各締約国の義務として、両締約国間で取引される物品の速やかな通関のため、税関手続を簡素化することを規定しており、CAROTAR の運

<sup>5</sup> いずれもインドの WTO 協定譲許表上の税率は 0%。

<sup>6</sup> パネル設置要請以降に一部品目の関税率がそれぞれ 20% に引き上げられたもの。

<sup>7</sup> パネル設置要請以降に一部品目の関税率がそれぞれ 20% に引き上げられたもの。

用次第ではこれらの義務との抵触も懸念される。

CAROTAR の施行後、インドの各税関では、商業上の理由から輸入者に供与することができない機密情報（輸出者の原価情報など）を含めた過度な情報提供の指示が輸入者に対してなされ、その結果、特惠税率での通関ができない事例が数多く発生した。また、税関の現場では CAROTAR の執行のため厳格な審査が行われ、提供した情報への通関当局からの回答待ち（15 日以内）の間、製品の通関ができず、やむを得ず最恵国税率（MFN 税率）で通関させるというケースも見られた。こうした CAROTAR の運用によって、本来であれば享受できたはずの日インド EPA の関税メリットが受けられなくなり、追加的なコストが日系企業に発生することとなった。

こうした問題を受けて、在インド日本大使館等を通じた日本政府による累次に亘る働きかけの結果、2020 年 10 月 8 日、インド政府は我が方申し入れ事項に対する回答を含んだ説明資料を公表した。また 2020 年 12 月 17 日には、各税関長など関係者に対し CAROTAR に係る適正な執行を求める印財務省通達を発出した。かかる対応により混乱は収束しつつあるものの、今後の運用について引き続き注視する必要がある。

### <最近の動き>

CAROTAR2020 の運用を改善する目的で、間接税関税中央局は、2021 年 8 月、税関職員は正当な理由がある場合のみ当該理由を具体的に示したうえで検認を要請し、かつ CAROTAR 2020 に規定されている期限内に検認を要請すべきである旨の通達を出した。

---

## 補助金

---

### 食料安全保障法

2025 年版不公正貿易報告書 192-193 頁参照。

---

## セーフガード

---

### 〔個別措置〕

インドのセーフガード発動件数は多く、WTO 発足以来 2024 年まで 25 件と、WTO 加盟国の中でインドネシアに次ぐ。調査における「予見されない発展」「義務の効果」「損害」等の基本的な要件の認定が不十分なケースも散見され、また、調査開始・損害認定・措置発動の各段階における WTO 通報が遅く、情報収集に困難をきたす事例も多い。

直近では、熱延鋼板類に対するセーフガード調査が 2024 年 12 月に開始され、2025 年 4 月に暫定課税が、同年 12 月に最終課税（2028 年 4 月まで 3 年間（1 年目：12%、2 年目：11.5%、3 年目：11%））が開始された例がある。

なお、「熱延コイルに対するセーフガード措置（DS518）」は、インドのセーフガード措置に対して日本が WTO 紛争解決手続を活用した例であるが、インドの空上訴により審理が中断された状態である（詳細は 2025 年版不公正貿易報告書 193-194 頁、及び、第 II 部第 17 章のコラム「WTO 上級委員会を巡る動向」を参照）。

---

## 基準・認証制度

---

インドは、鉄鋼製品、電気電子機器、履き物、ネジ類（ボルト・ナット）、銅地金、アルミニウム及びアルミニウム合金など、広範な分野に対する強制規格の導入が近年急増している。対象となった製品については、製造事業者に当該製品の規格（インド工業規格（「IS 規格」、IS=Indian Standards））適合の認証取得を義務付ける動きが加速しているが、政令の発出から適用開始までの期間が短い一方で、インド国外の工場に対する認証手続が開始

されなかったり、遅延が生じたりする等の障害が発生しており、IS 規格認証を取得するための十分な期間設定がされていないため、特に第三国に工場を持つ日本企業への影響が懸念されている。

## (1) 鉄鋼製品の強制規格

### <措置の概要>

2008年9月、インド政府は鉄鋼製品に対する強制規格を導入すると発表し、インドに輸入される鉄鋼製品については、施行日以降、鉄鋼製造事業者がIS規格適合の認証を取得することが求められることとなった。現在、合計151の鉄鋼製品のIS規格に係る強制規格が導入されている。

2025年6月13日にインド鉄鋼省はIS規格適合の認証取得を求める鉄鋼製品について、当該製品に使用される「中間材」(Input Material)にも規格適合の認証を求める通達を公示し、同年6月16日以降の船荷証券を持つ輸入品から適用した。

### <国際ルール上の問題点>

インド政府は、本制度の政策目的を製品の安全及び品質の確保並びに環境の保護と説明している。しかしながら、これらの政策目的は、鉄鋼製品のような中間財への規制では達成することができず、むしろ最終製品の安全規制により達成されるべきものであることから、本制度は不要と考えられる。したがって、本制度は、政策目的に照らして不必要に貿易制限的な規制である疑義があり、TBT協定2条2項に違反する可能性がある。

### <最近の動き>

認証が取得されていない案件に対する例外的な輸入を認めるに当たり、現地調達への切替えに向けた将来プランの提出を条件付け、また、強制規格対象であった鉄鋼製品のIS規格が更新された際に新たな鋼種が追加されたにも関わらず周知期間が3ヶ月程度しかなかったなどの実態がある。

本件については、2023年11月に開催されたインド鉄鋼省との協議や、2021年1月に行われた対インドTPR審査において、インド政府に改善を要望しているほか、2025年11月のTBT委員会で提起して懸念を表明した。

その後、ステンレス鋼フラット製品の3つのIS規格に対する中間材QCOの取得義務一時免除及び鋼製缶・鋼管・ドラム・ステンレス製器具・溶接管等16品目の鉄鋼製品に対するQCOの一時免除、エンジニアリング製品、自動車、耐久消費財の製造に主に使用される42のIS規格については、官報掲載日(2025年11月21日)から3年間QCOの適用停止、ニッチかつ高精度な用途(高い強度や熱安定性を要する材料等)に使用される13の特殊鋼グレードに関連するインド規格については、1年間のQCO適用停止が発表された。これら一連の措置により、該当する鉄鋼製品については、直近数年間はIS規格適合の認証を伴わずに輸入及び国内流通が可能となり、日本からの鉄鋼輸出企業にとっても大きな規制緩和措置となっているが、QCOの適用停止対象外の製品は依然として日本からの輸出に悪影響を及ぼす可能性がある。

また、鉄鋼製品をインドに輸入するにあたっては、事前にインド政府のポータルサイト(Steel Import Monitoring System: SIMS)を通じて製品登録を行う必要があるが、中間材に対するIS規格準拠を求める通達の施行に伴いSIMSが改修され、中間材のIS認証情報が求められることとなったほか、一部システムの不具合により登録が遅延し、SIMSアカウントの停止やインド税関から金銭的ペナルティが課されるなど運用面での問題も生じている。

引き続き、本制度の運用を注視するとともに、必要に応じて、両国間での継続的な議論や、TBT委員会等を活用して、制度の適正な運用を求めていく。

## (2) 電気通信事業者の免許条件に係る規制強化

### <措置の概要>

2010年3月以降、インド政府は、情報通信におけるセキュリティ確保を理由として、「外国企業からの通信機器購入前のセキュリティ安全性確保」と題する通達を行い、インド国内の通信機器の調達に関する規制を公表した。2011年5月に規制内容は一部緩和されたものの、インドの通信事業者は、外国通信機器メーカーからの通信機器購

入に当たり、インド国内の検査機関によるネットワークセキュリティの認証が義務づけられていた。2020年12月、インド政府は、ネットワーク内の安全でない機器を阻止するために、電気通信分野に関する国家セキュリティ指令を承認し、2021年6月から、信頼できるソースと信頼できる機器を利用する政策が施行された。本指令ではインド政府が指定する当局によって「信頼できるソース」と「信頼できる機器」のリストの作成が考案され、調達するための措置、効果的な管理・監督のガイダンスの発行が予定されている。

#### <国際ルール上の問題点>

2010年の通達は、その内容に不明確な部分があるものの、インド国内の検査機関による検査の運用が、通信機器に対して特定のセキュリティ特性を要求するものであるとすれば、事実上政府等による機器の強制的な適合性評価となる可能性があり、インド政府はWTOへ通報する義務を負う可能性がある。

また、インド国内の検査機関から認証を受けた機器にのみネットワークに組み込み可能とする要件は、インド国外産品に対して不利な待遇を与えるものであり、GATT 3条4項及びTBT協定2条1項の内国民待遇義務に違反している可能性がある。

#### <最近の動き>

2010年以降、日米欧の産業界がインド政府宛てに連名で懸念を表明し、同年10月には、我が国産業界（4団体）からインド政府宛てに懸念を表明する旨の書簡を發出した。日本政府としても、同年8月のASEAN+6経済大臣会合（於ベトナム）や10月の東アジア首脳会議（於ベトナム）で経済産業大臣から商工大臣に対し懸念を表明したほか、2012年4月の日印閣僚級経済対話においても日本側から善処を要請した。

我が国としては、本規制に対する詳細な内容について引き続き確認を求めるとともに、国際的なITセキュリティ制度との整合性を求めていく。

### (3) 電子・情報通信機器における強制規格の導入

#### <措置の概要>

インド政府（通信IT省）は2012年9月に、電子・情報通信機器の登録を義務化する法令「電子・情報技術製品（強制登録義務要求）規則2012」を公表し（TBT通報は同年10月に実施）、家電や電子機器15品目について、国内の安全基準に基づき事前の登録及び表示が義務付けられた（2013年7月には、対象品目に新たにプロジェクトが追加された）。本規制は2014年1月から完全施行されている。

インド政府は2014年11月、新たに15品目を本制度の対象とすることを官報で公表した。その後何度か強制品目が追加され、現在では79品目が完全施行されている。現在、インド内外から非常に多数の製品について試験申請が行われているが、申請時に非常に多数の書類提出が求められている等の事情により、対象製品の登録が予定どおり進まず、結果的に、インドへの対象製品の輸出が遅れる等の混乱が生じている。

#### <国際ルール上の問題点>

TBT協定5条1項2号において、「適合性評価手続は、必要である以上に厳重であってはならない」とされている。しかしながら、本規制の登録手続では、非常に多数の書類提出が求められる等の過重な手続が課せられているが、なぜそのような過重な手続が必要であるのかについて、インド側から合理的な理由説明はなされていない。したがって、本制度の政策目的に照らして必要以上に過重な適合性評価手続である疑義があり、本条に違反する可能性がある。

#### <最近の動き>

2018年5月20日付で、インド政府から市場監査に関する改訂文書”Market Surveillance Policy May 2018 (v1)”、また同年6月4日、BIS（適合性評価）規則2018が公布され、市場監査の運用が明文化されたが、製造者による費用の前払いや登録取消措置に関する規定が不合理且つ不明確であり、また機器及び包装にBISウェブサイト情報（URL）を表示する等の追加要求も加えられた。

2018年7月、二次電池の新規格IS16046 (Part 1) 及び (Part 2) が公示され、新規格に基づく再試験・再登録及び

電池上の表示変更が要求されている。新たな対象品目の追加、及び技術規格改定時の移行期間の設定に、抜本的な解決が必要であることから、引き続きインド政府に対して、本制度の改善の申入れを継続していく。インド政府通信省電気通信局 TEC（Telecommunication Engineering Center）による通信機器の強制認証制度（MTCTE：Mandatory Testing and Certification of Telecom Equipment）において2019年10月にPhase-I対象製品が、2020年10月にPhase-II対象製品が強制となり、2024年1月、あるいは4月にPhase-III、Phase-IV対象製品が強制となり、2024年7月にPhase-V製品が強制となる。本規制は通信機器に対する規制ではあるが、認証取得の際の試験項目に既に「電子・情報技術製品（強制登録義務要求）規則2012」によりカバーされている安全要求、WPC無線認証でカバーされている無線要求が含まれている。このことは二重規制にあたると思われる。

## （4）廃プラスチックのリサイクル、処理に関する規制強化

### <措置の概要>

2016年3月に導入された廃プラスチックのリサイクル、処理について定めた Plastic Waste Management Rules（PWM）2016により、シート状のプラスチック包装は厚さ50ミクロン以上とすることが義務付けられている。2023年10月の改定では、プラスチック包装にブランドオーナー等の名称、登録番号、厚さ情報を表示すること、そして2024年3月の改定ではリサイクル材を使用したプラスチック製品およびプラスチック包装にリサイクル材使用率などをラベル表示することを義務付ける要求が追加され、いずれも即日発効となっている。

### <国際ルール上の問題点>

本規則は、改定時にTBT通報によって意見募集を行わないこと、事業者に対して対応のための十分な猶予期間を与えないことは、それぞれTBT協定2条9項、2条12項に違反している可能性がある。

### <最近の動き>

2023年10月、2024年3月の改定はTBT通報されることなく採択され、即日発効となっている。日本や現地の産業界から要求の見直しを求めたが受け入れられていない。規制内容を決定する前に、TBTルールに則った意見募集を行い、ステークホルダーの意見を十分に考慮したうえで、現実的かつ実効性のある規制の検討が望まれる。

## （5）廃電気電子機器のリサイクル、処理および含有化学物質制限に関する規制強化

### <措置の概要>

2011年5月に導入された廃電気電子機器のリサイクル、処理および含有化学物質制限などについて定めた E-waste Management Rules（EWM）2011の改定版である E-waste Management Rules（EWM）2016（2016年10月施行）が、2022年11月に E-waste Management Rules（EWM）2022に改定された。今回の改定に伴い対象製品が大幅に拡大され、従来の対象であるPC、携帯電話、テレビに加え、新たに多くの電気電子製品が対象として追加された。また、従前から要求されていた有害物質削減に関する適合宣言の表示や、詳細情報の提供要求も新規対象品に大幅に拡大された。本改正により、新たに追加された多くの製品カテゴリーの設計に変更が必要となるにもかかわらず、2022年11月の規制の公表から2023年4月の施行日までの準備期間は5か月程度しか設けられていなかった。また、施行直前となる2023年1月に規制内容の一部の改定、施行後の2023年7月に、日付をさかのぼって施行日を2年間延期する改定など、事前の予告もなく度々規制内容が変更された。これらの改正はステークホルダーへの意見募集をすることなく実施され、事業者に大きな混乱をもたらし、過度な負担を強いた。

### <国際ルール上の問題点>

本規制は、2022年、2023年1月、同7月の改定時にTBT通報による意見募集を行っておらず、基準・認証制度の改正の際、その原案をWTO事務局を通じて他の加盟国に通報し、他の加盟国からのコメントを受け付けると定めたTBT協定2条9項、5条6項等に違反している可能性がある。また、度重なる突然の規制改定や短い猶予期間の設定は、経済事業者に対して十分な猶予期間なしに法を執行してはならないと定めたTBT協定2条12項、5条9項等に違反している可能性がある。

## <最近の動き>

上述のように、施行直前となる2023年1月に規制内容の一部の改定、施行後の2023年7月に施行日の2年間延期に関する改定など、度々規制内容が改定された。これらの改定は、EWM2022改正以降に産業界から提出されたコメントを反映し、実施されたものであると推定される。しかし、EWM2022改正の規制内容を決定する際に、TBTルールに則った意見募集を行い、ステークホルダーの意見を十分に考慮したうえで、現実的かつ実効性のある規制の検討が行われていれば、EWM2022改正以降の度々の規制内容改定は必要なかった可能性がある。

---

# サービス貿易

---

## (1) 外資規制等

本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

### <措置の概要>

2010年3月、商工省産業政策促進局（The Department of Industrial Policy and Promotion；DIPP）（現：同省産業国内取引促進局（The Department for Promotion of Industry and Internal Trade, DPIIT）は、外国企業による対内直接投資に関する政策を統合した新たな統合版海外直接投資政策（CONSOLIDATED FDI POLICY）を公表した（最新版は2020年10月15日付けで改正）。この統合版海外直接投資政策は、ネガティブリストにより、外国直接投資が禁止・規制されている業種・形態、出資比率の上限がある業種、外国投資促進委員会（Foreign Investment Promotion Board, FIPB）の個別認可が必要な業種（政府事前承認ルート）などを規定している。また、外国直接投資が禁止されている業種には、民間企業に開放されていない原子力・鉄道、不動産業又は農家の建設、宝くじ・カジノを含む賭博、タバコの製造等の8項目が挙げられていた。

2014年5月、総選挙による政権交代に伴い与党となったインド人民党（BJP、ナレンドラ・モディ首相）は特定セクターにおいて外資出資規制の緩和を実施した。同年8月には、防衛分野における外資出資比率上限を現行の26%から49%に引き上げること並びにPPPで実施する高速鉄道、都市近郊鉄道回廊及び指定貨物鉄道事業における外資出資比率上限を100%に引き上げること、また10月には、外資の不動産業・建設業への投資に際しての要件を緩和した。投資可能物件の最低規模（面積）を5万平方メートルから2万平方メートルに引き下げることなどを閣議決定した。

2020年4月18日、インド政府は、コロナウイルスによる経済的影響を考慮し、経済状況の変化に乗じた日和見的外国企業のインド企業の買収を抑制する観点から、海外直接投資政策を改正し、インドと陸上国境を接する国の企業、又はインドへの投資の受益所有者がそのような国に存在するか、そのような国の国民である企業は、事前承認ルートでのみ投資できることとした。更に、インド国内における既存又は将来の海外直接投資の所有権が直接的又は間接的に移転し、その結果、受益所有権が同政策改正の制限範囲に入る場合、その後の受益所有権の変更にも政府の承認が必要となる。

以下金融、流通分野等における外資規制について概観する。

### ①金融

#### (a) 銀行

民間銀行業の外資規制の緩和については、外国銀行が①本国の所管官庁の管轄下にあること、②中央銀行であるインド準備銀行（RBI）の認可基準をクリアしていることを条件に、100%出資子会社設立が可能となった。これらの点については、統合版海外直接投資政策上でも規定されている。一方、国内民間銀行については、外国直接投資は上限74%まで可能となっている。ノンバンクについては、従来100%までの出資が認められていたのは、指定された商業銀行であるマーチャント・バンクや住宅金融など18業種であったが、2016年10月以降、「その他金融サービス（Other Financial Services）」にまで対象が拡大した。ただし、出資比率に応じて最低資本金額が規定

されており、この場合も、RBIのガイドラインに従うことが条件となっている。

2011年8月に日本・インド包括的経済連携協定（日印CEPA）が発効し、金融分野での成果として、インド国内における外国銀行の支店設置については、年間20店舗までとの数量制限が存在する中、邦銀の支店設置について、4年間で10店舗まで支店設置申請に対して前向きな考慮を払うとの特別な取扱いを獲得したものの、支店設置には依然として当局の許認可に時間を要している。

なお、2013年11月にRBIは、子会社を持つ外国銀行に対し、国内銀行と類似の規制上の取扱いを認めることにより支店から子会社形態への転換を促す施策を公表している。

## (b) 保険

保険分野では、2000年に民間生命保険会社の参入が自由化されたものの、保険規制開発庁（Insurance Regulatory & Development Authority, IRDA）からのライセンスが必要とされ、外資出資の比率上限は26%までとされていた。2014年にモディ政権発足後、保険法は累次改正を経てきた。2014年7月、保険セクターへの外資出資比率の上限を26%から49%に引き上げる法案が閣議決定された。野党の反対により、2014年の予算国会及び冬期国会では法案審議に至らなかったため、同年12月末、政府は暫定的な措置として大統領令を公布して外国出資比率の引き上げを実施した。2015年3月には保険法改正法案が国会で可決され、49%までの外資出資が可能となった。さらに、保険法の改正によって、保険会社に対する外資出資比率の許容限度は、2021年に49%から74%に、2026年2月には100%に引き上げられた（生命保険会社を除く）。

## ②流通

インドの外資規制において、小売業は単一ブランド小売業、複数ブランド小売業、免税店に大別されている。このうち2012年の外資規制の緩和により、単一ブランドの小売業への外資参入は、条件つきで、それまでの51%から100%まで可能となった（2012年1月施行）。その後、数次の細かい規制緩和を経て、2019年8月、外資比率51%超の単一ブランド小売業の国内調達要件を緩和（輸出向けの調達を調達額に含めることができる期限を撤廃）するとともに、実店舗がないと認められていなかったeコマースでの販売を、開始から2年以内に実店舗を開店することを条件に認めるなどの規制緩和を行うことを発表した。2020年10月に発行された上述の統合版海外直接投資政策において以下のとおり整理されている。

- ・販売する製品は「単一ブランド」に限る。
- ・外資の比率が51%を超える場合には、店舗設立後5年間はその製品調達額の平均3割をインド国内から調達すること。可能な限りインド国内の中小規模産業、村落などから調達することが推奨される。この目標は、初めの5年間は製品調達総額の平均で達成すればよいが、その後は1年ごとに達成する。最先端の技術でインド国内では調達できない商品については、1号店開業から3年間は上記目標を免除し、4年目から適用する。調達された商品がインド国内で販売されるか輸出されるかに関係なく、現地調達としてカウントされる。
- ・実店舗での単一ブランド小売業者は、電子商取引での小売も可能。ただし、オンラインでの小売開始日から2年以内に企業が実店舗を開店するという条件の下で、電子商取引による小売取引を実店舗の開店前に行うことも可能。

一方、複数ブランド小売業に関しては、外資参入は条件付きで51%までとされ（2012年9月施行）、その後さらなる追加規制緩和が閣議決定されている（2013年8月）が、規制緩和には以下のような条件があり、実態上の参入障壁となっている。

- ・最低投資額は1億米ドル。
- ・最初の投資から3年以内に、初期投資額の最低50%を土地の購入や賃貸費用以外のインフラ整備（製造、包装、流通、倉庫の整備などのバックエンドインフラ）に投資。
- ・製品調達額の30%をインド国内の小規模産業（建物・設備への投資額が200万米ドル以下）から調達。この目標は、初めの5年間は製品調達総額の平均で達成すればよいが、その後は1年ごとに達成する。
- ・規制緩和に賛同した州や連邦直轄地だけに適用（2025年12月時点では14の州や連邦直轄地が規制受け入れを表明済み）。
- ・電子商取引での複数ブランド小売業への外資参入は認められない。

なお、電子商取引分野は、インベントリー型モデル（Inventory based model）とマーケットプレイス型モデル

(Marketplace based model) に分類され、それぞれに異なる外資規制が適用されている。インベントリー型モデルは、商品の在庫を自社が所有し、消費者に直接販売する事業であり、原則として外国企業からの投資は認められない(ただし、上述の通り、実店舗を持つ「単一ブランド」の小売業者の場合は電子商取引での小売は可能)。一方で、マーケットプレイス型モデルは、売り手と買い手の取引を仲介するためのオンラインプラットフォームを提供する事業であり、外資は100%まで出資が可能だが、一定の条件に従う必要あり。

### ③メディア関連

ケーブルネットワーク、モバイルTVを含む放送関連では、自動ルート(政府事前承認を必要とせず、自動的に投資が認可されるルート)により外資の直接投資が100%まで認められているが、FMラジオやテレビのニュース・時事チャンネルへの直接投資は49%までで、政府の承認と所定のガイドラインの遵守が必要とされる。また、デジタルメディアを通じたニュースや時事問題のストリーミングは、政府の承認が必要であり、外資の直接投資の上限は26%である。ただし、OTT(インターネット経由で番組やコンテンツを配信するサービス)プラットフォームがテレビ局のデジタル放送をホスティングする場合は、海外直接投資方針の26%の上限は適用されない。

#### <懸念点>

上記の様々な外資規制は、インドのGATS及び日インドEPA上の約束に反しないためこれら協定の違反となるものではないが、WTO・GATS及びEPAの精神に照らして、引き続き自由化に向けた取組が行われることが望まれる。

#### <最近の動き>

引き続き外資制限強化に関する法律改正の動向等を注視するとともに、二国間政策対話等により、これら外資制限の緩和を働きかけている。

## (2) デジタル個人データ保護法

#### <措置の概要>

インドでは、「デジタル個人データ保護法」が、2023年8月に成立した。本法は、インド政府が「重要データ受託者」(Significant Data Fiduciary)の範囲を通達することができる旨を規定しており、重要データ受託者に対して、データ保護責任者の任命やデータ保護影響評価の実施等を義務付ける。また、インド政府が、通達により、インド国外の国または地域への個人データの移転を制限することができることと定める。なお、本法は、一定の場合にはインド国外における個人データの処理にも適用される。

2025年1月3日に、本法の下位法令であるデジタル個人データ保護規則案がパブリックコメントにかけられ、同年11月13日に公布された。本法に規定する重要データ受託者に対するデータ保護影響評価の実施については、重要データ受託者として通知された日から12か月に1回実施すべき旨規定する。また、重要データ受託者に対する追加的な義務として、政府で構成された委員会の勧告に基づいて指定された個人データについては、当該個人データ及び個人データの流通に係るトラフィックデータがインドの領域外に転送しないよう処理すべき旨定める。さらに、政府が重要データ受託者を指定する目的の下、データ受託者に対して情報の開示を要求する旨定める。

#### <国際ルール上の問題点>

上記のとおり、インド政府は、通達により、特定の国や地域へのデータ受託者による個人データの移転を制限することができるが、インド政府による個人データの国外移転先を制限する旨の通達は本報告書執筆時点では実施されておらず、個人データの国外移転に関する制限の内容は明らかではない。本法の運用の仕方によっては外国事業者がインド国内事業者よりも実質的に不利に扱われる場合には、GATS 17条並びに日インドEPA 60条及び85条の内国民待遇義務に違反する可能性がある。また、本法の運用の仕方によっては特定の国の外国事業者が、その他の国の外国事業者よりも有利又は不利な待遇を受けるおそれがあり、GATS 2条並びに日インドEPA 63条及び86条の最恵国待遇義務違反となる可能性がある。

## <最近の動き>

引き続き、産業界とも連携しつつ、情報の自由な流通及び外国事業者の権利が不当に侵害されることのないよう、今後の運用について注視する。

# 知的財産

## (1) 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題

### <措置の概要>

インドにおける模倣品・海賊版等の不正商品による被害状況について、2021年6月に、インドにおいて様々な認証手段に基づき模倣品対策に取り組む非営利組織である認証ソリューションプロバイダ協会（Authentication Solution Providers' Association）が行った調査によると、インド国内における模倣品による被害額は毎年1兆ルピー（約1.4兆円）以上である。この協会によれば、2025年においても、インドの偽造品市場の規模は未だ深刻であり、インドの偽造品市場全体の成長率は年間25%の割合で拡大し、模倣品が様々な分野で年間数十億ドルの損失をもたらしていると推察されるとしている。また、FICCI CASCADE（経済を破壊する密輸及び偽造活動に対する委員会）によると、自動車部品市場においては30%近くが模倣品であるとの報告がなされている。

他方で、インドにおいては、このように蔓延する不正商品に対する取り締まりが十分に機能しているとは言えず、たとえば、摘発から刑事罰が下るまでに平均7-10年を要するという調査もあり、摘発活動による侵害者への実質的な抑止効果が不十分なため、市場における模倣品が減っていないといった報告もなされている。

### <国際ルール上の問題点>

知的財産に関して新興国・途上国に共通する重大な問題の一つは、模倣品・海賊版等の不正商品の製造・流通による知的財産権侵害が多数発生していることと、これらの知的財産権侵害を除去するための権利行使の実効性が十分に確保されていないことである。

知的財産に関する実体規定を整え、制度を創設・整備することだけでは、権利が十分に保護されることにはならない。権利の十分な保護のためには、権利取得の面では、権利を付与、登録する機関の事務が適切かつ効率的に運営されること、侵害行為に対する権利行使の面では、司法手続による救済措置、税関による国境措置、刑事上の取締・制裁等により、効果的かつ迅速に権利侵害に対処できることが不可欠である。

TRIPS協定では、相当部分がこれらの権利行使に関する規定に充てられ（41条～61条）、加盟国に対して、効果的かつ迅速な措置を可能とするように国内法制度を確保することを義務付けている（41条）。

また、日本・インド包括的経済連携協定（日印CEPA）においても、知的財産の保護に関する制度の効率的な運用を確保するため、知的財産に関する自国の行政上の手続を簡素化するための適切な措置をとることが義務づけられている（103条）。

このような規定に照らすと、効果的かつ迅速な権利行使が得られない場合には、これらの協定の義務に違反する可能性がある。

## <最近の動き>

依然として、侵害行為に対する民事・刑事・行政の各救済について、救済されるまでの平均的な所要期間が公表されていない。また、税関当局による救済について、税関当局への申請により没収、輸入差止めなどの保護を受けることができ、かかる申請に対する決定は、法律上、申請を受領してから30営業日以内になされることが求められているが、実際の救済までにかかる平均的な所要期間は6～7か月程度、著作権の場合は45日～60日程度であるとする調査もある。

今後も引き続き、インド政府の効果的かつ迅速な権利行使に向けた取組を注視する必要がある。

## (2) 医薬品等の特許保護

### <措置の概要>

インドは1970年特許法において医薬品等の物質特許を認めていなかったが、2005年1月の履行期限（経過期間満了）を控えた2004年12月に、物質特許制度の導入を含む2004年改正特許法（大統領令）を公布した。その後、議会において2005年改正法（第3次）が審議・採択され、2005年4月に公布、一部の条文を除き同年1月から有効なものとして遡及的に施行された。2005年改正法のポイントは、①物質特許制度の導入（特許法5条削除）、②医薬物質の定義導入（同2条（ta））、③排他的販売権（EMR）規定（同24条A～F）の削除、④メールボックス出願に関わる特許権者等の権利制限（同11条A（7））、⑤一定の例外状況下における医薬品の輸出に対する強制実施権（製造及び輸出）の導入（92条A）等である。

2005年改正法の施行以降、医薬品関連発明に特許が付与されるようになった。しかしながら、主要国で特許になった医薬品関連発明が、インドでは「既知の物質の新規な形態の単なる発見であって、当該物質の既知の効能の増大にならないもの」等を「発明でないもの」として特許の対象から除外する特許法3条（d）に基づき拒絶される事例が見られる。実際、2013年4月には、外国医薬品メーカーの抗がん剤に関する特許出願について、特許法3条（d）に基づき特許すべきでないとの最高裁判断が下されている。

また、医薬品関連発明に対して強制実施権を発動する動きが見られる。2012年3月、インド特許意匠商標総局は、国内の後発医薬品メーカーの申請に基づき、「外国医薬品メーカーが適切な薬価設定を行わず、インド国内で適正な価格で十分な量の薬を供給しなかった」と認定し、強制実施権の発動条件の1つ、「特許発明が適正に手ごろな価格で公衆に利用可能でないこと」（特許法84条1項（b））に基づき、当該外国医薬品メーカーが所有する医薬品関連特許に強制実施権を設定した。

本強制実施権の設定に関しては、2012年5月、当該外国医薬品メーカーがインド特許意匠商標総局の決定を不服として、インド知的財産控訴委員会に審判の請求を行っていたが、2013年3月に棄却された。同年5月当該外国医薬品メーカーはムンバイ高裁に提訴したが、2014年7月に請求が棄却された。それに対し、最高裁に特別許可申請がなされたが、2014年12月に却下されている。なお、そのほかに行われた強制実施権の設定の申請に関しては、インド特許意匠商標総局によって却下されている。

その他の過去の経緯については、2017年版不公正貿易報告書170頁参照。

### <国際ルール上の問題点>

物質特許制度を導入し、TRIPS協定上の義務が履行されたことは評価できる。一方で、特許法3条（d）について、当条項は「既知の物質の新規な形態の単なる発見であって、当該物質の既知の効能の増大にならないもの」が、特許を受けることができずとしている。したがって、化学物質や医薬品の技術分野に対してより厳しい特許性の判断基準を設けるものであるとして、技術分野による差別を禁じるTRIPS協定27条1項に整合していない可能性がある。

### <最近の動き>

2018年3月、60の保健団体がモディ首相へ書簡を提出し、多耐性結核治療薬2種について、中央政府の告示による強制実施権（特許法92条）の設定を求めたが、実際の発動には至っていない。また、2022年6月には、ケララ州高等裁判所が、インド商工省及び製薬局に対して、乳がん治療薬の強制実施権設定に関する意見書の提出を命令している。

加えて、新型コロナウイルス感染症に関し、2020年10月、インド及び南アフリカは、コロナ対策関連の医療品（治療薬、ワクチン、診断キット、マスク、人工呼吸器等）へのタイムリーなアクセスを可能とすることを目的として、TRIPS理事会に対し、新型コロナウイルス感染症の予防、封じ込め及び治療のためにTRIPS協定上の一部の義務（著作権、意匠、特許、非開示情報の保護と、それらの権利行使に関する義務）について当面免除することを一般理事会において決定すべき旨を提案した（TRIPS ウェイバー提案、詳細は第II部第13章「知的財産」1.ルールの外観（4）最近の動向を参照）。

TRIPS ウェイバー提案に伴うインド国内の議論に関しては、インド国会商務委員会が、2021年7月に、新型コロナウイルス感染症の治療のための医薬品及びワクチンの生産について、特許権を一時的に放棄し、特許に関する

強制実施権を設定することを勧告し、2022年4月には、新型コロナウイルス感染症が生命に深刻な脅威を与える場合、強制実施権の設定の可能性について検討するよう勧告したが、現在に至るまで強制実施権は設定されていない。

強制実施権の制度・運用について我が国産業界から透明性の向上等の要望があるところ、今後も、パリ条約やTRIPS協定等の国際ルールとの整合性の観点も含めて、引き続き注視していく必要がある。

